

消費税法により使用料等を改定

今定例会に、消費税法の施行に伴う関係条例の改正案が提出されました。これは消費税法の一部改正が三年十月一日から施行されるのと合わせて、施設の使用料や手数料に三％を加算するというものです。

慎重な審議の結果これが可決され、十月一日から施行することになりました。料金が改定される施設等は次のとおりです。なお、十月一日以降の利用許可を受け、使用料納付済みの場合はそのまま利用できます。

- 市民保養所峠の家
- ・宿泊料、休憩料、入浴料
- 一般廃棄物処理業者による処

理手数料

・ごみ、し尿処理手数料(運搬料と施設使用料の合算額で計算します)

- 小柄沢墓園
- ・管理手数料
- ベツト霊園
- ・火葬場使用料
- 市立総合病院使用料および手数料
- ・助産にかかるとのものは、文書料だけへの加算となります。
- 温泉
- ・供給使用料など
- サン・アビリティーズ大館
- ・各室使用料
- 二井田市民集会所(ハチ公荘)
- ・団体(30人以上)が利用する会議室使用料
- 湯夢湯夢の里
- ・広場使用料、休憩室使用料が新設されました
- 公設総合地方卸売市場
- ・売場使用料、倉庫使用料など
- 総合技能センター
- ・教室使用料
- 労働福祉会館
- ・大会議室、和室使用料
- 食肉センター
- ・と畜手数料、冷蔵庫使用料など
- 農林業多目的研修集会施設
- ・各室使用料
- 農業会館
- ・各室使用料

〈例〉市立公民館の場合

200円→210円、400円→410円、500円→510円、1,000円→1,030円などとなります。

※公共のために使用する場合等については、これまで通り無料でご利用いただけます。

回の定例会まで企業会計決算特別委員会が審査されることになりました。それぞれの二年度事業概況と収支決算概要(左表)をお知らせします。

水道

へ上水道

- 単独工事(7件)
- ・中神明町地内配水管布設工事
- ・七曲岱地内配水管移設工事
- ・漏水調査委託工事
- ・日景町地内乱川橋配水管添架工事ほか
- 補助対象事業
- ・六十三年度から三カ年継続事業として実施してきた十二所地区統合簡易水道事業は、予定通り完成しました。
- 受託工事(14件)
- ・代野地内配水管布設工事ほか

病院

・川口簡水送水管布設替工事

・神山桜町地内配水管布設工事ほか

○受託工事(4件)

・白沢・寺の沢簡水配水管布設替工事第1、第2工区ほか

二年度は、四月一日から平均三・七％の医療費の引き上げがありましたが、同時に薬価基準が平均九・二％の引き下げとなり、前年度に引き続き財政的に厳しい年度となりました。

〈利用状況・年間延べ患者数〉

○入院：16万9,131人

(1日平均463人)

○外来：40万3,586人

(1日平均1,377人)

※対前年比で、入院が0・5％減、外来が5・4％増となっています。



湯夢湯夢の里に休憩室ができました

- 農業者会館
- ・各室使用料
- 農林業多目的研修集会施設
- ・各室使用料
- 食肉センター
- ・と畜手数料、冷蔵庫使用料など
- 労働福祉会館
- ・大会議室、和室使用料
- 総合技能センター
- ・教室使用料
- 労働福祉会館
- ・大会議室、和室使用料
- 食肉センター
- ・と畜手数料、冷蔵庫使用料など
- 農林業多目的研修集会施設
- ・各室使用料
- 農業会館
- ・各室使用料

水道・病院会計

2年度決算

二年度の水道及び病院事業会計決算の認定については、次

水道事業会計の収支決算の概要

◇収益的収支	
収入	9億3,979万4,403円
支出	8億8,383万3,745円
差引額	5,596万0,658円
◇資本的収支	
収入	3億9,139万7,669円
支出	6億4,422万8,170円
差引額	△2億5,283万0,501円

病院事業会計の収支決算の概要

◇収益的収支	
収入	62億2,556万7,540円
支出	63億8,108万2,621円
差引額	△1億5,551万5,081円
◇資本的収支	
収入	1億7,845万0,000円
支出	3億0,678万8,645円
差引額	△1億2,833万8,645円

※いずれも資本的収支の不足額は、損益勘定留保資金や当年度分消費税資本的収支調整額で補てんしました